

貧困による子どもの<体験格差>を縮減する
～少年野球と地域社会の関係を事例として～

社会学部地域社会学科

21LC049 本間光樹

目次

0 はじめに

- 0-1 「子どもの貧困」という言葉への着目
- 0-2 本論の目的と構成

第1章 経済的に逼迫する「子育て世帯」

- 1-1 子育て世代が抱える経済的不安
- 1-2 ひとり親世帯の経済状況

第2章 「子どもの貧困」に関わる法律・制度

- 2-1 「児童福祉法」
- 2-2 児童手当制度
- 2-3 「子どもの貧困対策の推進に関わる法律」
- 2-4 法律・制度による支援の利点と課題

第3章 学校外教育が「子どもの貧困」に与える影響

- 3-1 学校外教育が子どもの成長に与える効果
 - 3-1-1 精神的成長
- 3-2 学校外教育が親・家庭に与える効果
- 3-3 貧困が生む格差
- 3-4 学校外教育を推進する理由
 - 3-4-1 成長と将来への可能性
 - 3-4-2 広がる支援の輪
 - 3-4-3 つながりが格差を縮減する

第4章 学校外教育の無償化と支援の多角化

- 4-1 無償化と支援の多角化に向けた取組みと提案
 - 4-1-1 行政と協働した学校外教育の推進
 - 4-1-2 地域の企業や有志の活動

おわりに

0 はじめに

0-1 「子どもの貧困」という言葉への着目

私が子どもの貧困に起因する〈体験格差〉というテーマ選定に至った動機は、少年野球人口が減少していることへの問題意識にあった。少年野球人口減少の要因としては、少子化や子どもたちの志向性の多様化を挙げることができる。しかし、さらに掘り下げてみると、世帯貧困により道具購入ができない、部費や遠征費用の捻出が困難な状況にあるなど、親の経済事情が原因で野球を諦めてしまう子どもたちも無視できないほどに潜在しているのではないだろうか。野球、あるいはそれ以外のスポーツをしたいと望む子どもが、親の経済状況により平等に機会を与えられない社会環境は、子どもにとって希望の持てない心理状態を生み出してしまっても懸念される。

本論では「子どもの貧困」という状況への関心が底流となっている。「子どもの貧困」とは、その子どもの親世帯の貧困であり、親世帯の経済的貧困が解消しなければ子どもの貧困の解消も実現されない。では、なぜ「親の貧困」と言わずに、「子どもの貧困」という言葉を使用するのか。それは、大人（＝親）の貧困問題は自己責任論に回収されやすいが、子どもの貧困は自己責任を問われないからである。言うまでもないことだが、子どもは生まれる世帯を選ぶことが出来ず、貧困を自力で抜け出す力はない。必然的に外の人間の救いの手が必要となる。

「子どもの貧困」問題が広く注目されるようになったのは2008年のことであり、この年は「子どもの貧困」元年と言われている。「子どもの最貧国・日本」¹をはじめ、数冊の「子どもの貧困」に関する書籍が偶然2008年の同時期に発表され、マスコミがこの問題に注目しはじめたことがきっかけだ。近年、格差の拡大や物価高騰による経済的不安は高まる一方であり、「子どもの貧困」への対応は重要な社会的課題としてあり続けている。

子どもたちが、親の貧困によって「やりたいことができない」「望んでいることが実現できない」「将来に希望が持てない」という状況のなかで機会の平等が与えられないとしたら、社会的公正という観点からも、それは大きな問題となる。

0-2 本論の目的と構成

本論では、「子どもの貧困」について、「世帯貧困」による格差から生まれる心理的・精神的問題に焦点を当てる。経済的貧困に起因するものではあるが、心理的・精神的問題は子どもたちが抱える貧困の特有な一部分であると捉え、金銭援助以外の支援のありかたを検討していきたい。学校外教育の場を活用することによって、貧困状況にある子どもたちの体験格差や希望格差を縮減する可能性がないかを議論し、子どもの貧困を乗り越えるための提言することが本論の目的である。ここで結論を先に示すことになるが、子どもの貧困の特有な一部分である体験格差や希望格差を縮減するには、地域社会による多角的な支援が欠かせないということである。

実証的な事例として、学校外教育である地域の少年野球を取りあげる。近年の地域社会での子ども支援の取組みは子ども食堂をはじめとして多様に展開されているところだが、先にも触れたように、筆者の卒論のテーマ選定の動機が少年野球人口の減少にあったため、少年野球と体験格差の縮減を結びつけることとなった。筆者自身も少年野球の経験者であるが、今思えば、家庭の経済的事情が理由で辞めていった仲間も思い当たるのである。

¹ 山野良一「子どもの最貧国・日本：学力・心身・社会におよぶ諸影響」2008年、光文社新書

本論は以下の4章構成となる。

第1章では、日本社会における「子育て世帯」の貧困の現状について諸調査をもとに示す。第2章では、貧困対策のために制定された法律が、子どもの貧困の緩和にどのような効果をもたらしているかを検討する。第3章では、地域社会における子どもの貧困へのアプローチとして、北海道内の少年野球団の指導者を対象に調査を行い、その結果を考察する。第4章は、学校外教育の無償化に向けて、地域社会が行う取組みの事例を基に提案を行う。

第1章 経済的に逼迫する「子育て世帯」

1-1 子育て世代が抱える経済的不安

日本の少子化に歯止めがかからない。厚生労働省の調査によると、令和4年に生まれた子供の実数は、80万人を下回る770,747人となり、これは過去最少である。少子化の要因としては晩婚化と未婚化の進行が挙げられる。未婚化の背景には、若者が抱える経済的な不安がある。結婚生活のための資金、とりわけ、「子育てにはお金がかかる」という言説は若者の間に浸透している。少子化が進行している原因として考えられる未婚化の実態について、実際に行われた調査の結果を示していこう。

「令和5年 厚生労働白書」での、年齢階級別人口に占める単独世帯者数の割合の調査で、子育て世代男性の割合は、1990年は20～29歳は26.5%、30～39歳は10.9%であるのに対し、2020年は20～29歳は32.6%、30～39歳は20.6%と、増加傾向にある。

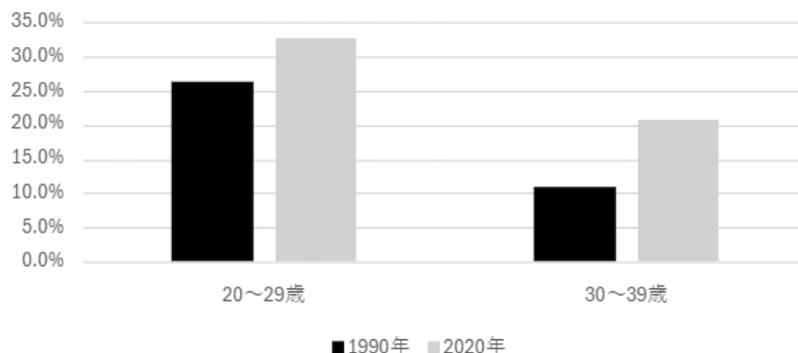


図1 年齢階級別人口に占める単独世帯者数の割合(男性)

女性の割合は、1990年は20～29歳は11.8%、30～39歳は3.7%であるのに対し、2020年は20～29歳は25.4%、30～39歳は12.5%と、男女ともに増加傾向にあり、未婚化の進行が読み取れる。

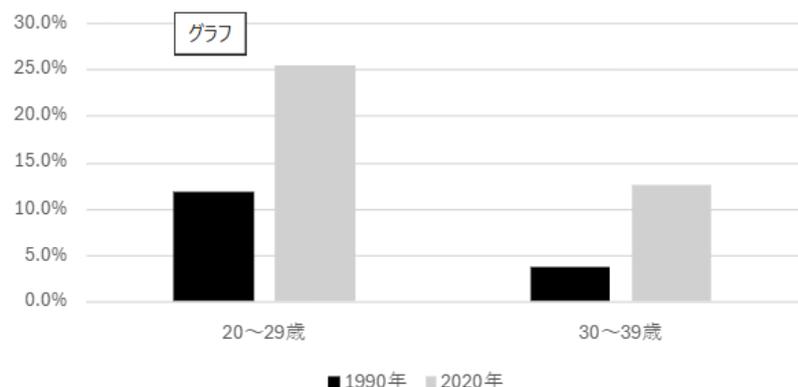


図2 年齢階級別人口に占める単独世帯者数の割合(女性)

では、未婚の単独世帯者増加の実態の背景はいったい何なのだろうか。未婚化の原因は多様であると考えられるが、最も結婚することに抵抗を与えているものは何なのだろうか。結婚するのに「適当な相手」とめぐり会ったと仮定した場合、何か障害となるものはあるのか。「平成25年度 厚生労働白書」では、「1年以内に結婚することとなった場合、何か障害となることはあるか」と尋ねたところ、男女とも約7割が「障害がある」と回答している。さらに、男女とも4割強が「結婚資金(挙式や新生活の準備のための費用)」を挙げている。「結婚資金」という障害は、バブル景気の頃でも同様に首位を占めているため、「結婚資金」が結婚に際して短期的に最大のものとなることは、昨今の景気低迷によるものだけではなく、時代によらない共通の課題であると考えられている。日本での婚外子の割合は低く、婚姻率の低下は必然的に少子化の進行を加速させる。

一方、婚姻世帯であっても、子どもを持ちたいと希望していながら、経済的な不安を理由に出産を断念せざるを得ないこともあるのではないだろうか。令和3年6月に、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」では、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として最も選択率が高いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由で、選択率は半数以上の52.6%であった。妻の年齢別でみると、妻の年齢35歳未満では経済的理由(子どもにかかる養育・教育費・住居・仕事)の選択率が高い傾向にあった。

未婚化・晩婚化による少子化の進行、その背景の大半は経済的な不安であることが調査結果からわかった。では、実際に子育て世代の所得はどれほどなのか。「令和2年度 厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—」での婚姻年齢の推移における、2019年の平均初婚年齢の男性31.2歳、女性29.6歳というデータを、「令和4年度 賃金構造基本統計調査」の学歴別にみた賃金に当てはめると、男女計平均で、高卒の25~29歳は228.1(千円)、30~34歳は248.5(千円)、大卒の25~29歳は265.2(千円)、30~34歳は304.9(千円)である。

子育てには総額3,000~4,000万円、年間100万円以上と言われている中で、生活の支出に加え、子育てにかかる支出も増えるとなると、子育てを満足にできないのではないか、子育てをする余裕を持っていないと経済的な面から不安に思うのも無理はない。就学支援制度などの子育てに関わる金銭支援策もとっているが、いまだ日本の少子化は解消されていない。

1-2 ひとり親世帯の経済状況

近年、子育て世代(これから結婚しようとする若者から、大学生の子どもがいる親までで構成される世代)の貧困問題が多く取り上げられている。

厚生労働省の2022(令和4)年の国民生活基礎調査における、貧困率の状況は、貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%(対2018年 Δ 0.3ポイント)となっている。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は11.5%(対2018年 Δ 2.5ポイント)となっている。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、10.6%(対2018年 Δ 2.5ポイント)となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.5%(対2018年 Δ 3.8ポイント)、「大人が二人以上」の世帯員では8.6%(対2018年 Δ 2.6ポイント)となっている。

この調査結果から見られる通り、「子どもがいる現役世帯」の貧困率が2018年に比べて増加傾向にあり、「大人が一人」の世帯員でも増加傾向にあるとともに、44.5%と約二人に一人が

貧困であるという結果となっている。また他の数値でも増加傾向となっており、子育て世代の貧困の深刻化が進んでいると言える。

さらに同調査での、生活意識の状況は、「苦しい」が 51.2%となっており、2019 年の各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が 75.2%、「児童のいる世帯」が 54.7%となっている。

ひとり親世帯に限定してみると、厚生労働省の令和 3 年の推計では、年間就労収入が 300 万円未満の世帯が、「母子世帯」は 71.6%、「父子世帯」は 24.4%であることから、特に「母子家庭」における経済状況の苦しさが分かる。

また「令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」における、ひとり親世帯の令和 2 年の年間収入の中で、母子世帯の母の年間就労収入の構成割合は、平成 28 年の段階で 200 万円未満が 58.1%であり、令和 3 年は推計値で 47.1%としている。近年の景気低迷、物価高騰において、いまだ約半数の母子世帯が、このような低収入のなか子育てに奮闘していることを考えると、収入が子育てに与える影響は早急に解消しなければならない事象であるといえる。

ここまでで、誰もが知るところである少子化問題の背景に、子育て世代の経済的逼迫や不安があるのではないかということ、深刻な子育て世帯の貧困や、中でもひとり親世帯、特に母子世帯の貧困が進行していることが分かった。本章では、生活状況や平均収入状況、子育てにかかる費用といった数字を明記したが、留意しなければならないのは、額面での収入が上がったとしても、度重なる増税や物価高騰により、支出も増えていることだ。「子育て世代」「子育て世帯」の貧困は、すなわちその世帯の「子どもの貧困」にも直結してしまう。この貧困問題を解決・緩和しない限り、少子化問題、子どもの貧困問題の根本的解決は見込めないだろう。経済的逼迫という状況は、このように、多くの問題の温床となってしまうのだ。

第 2 章 「子どもの貧困」に関わる法律・制度

子育て世代の経済的不安、ひとり親世帯の相対的貧困、母子世帯の約半数が貧困状態であることを第 1 章において述べた。このような現状に当てはまる世帯に生まれてきた子どもたちが、経済格差を理由に様々な機会を失っては社会的公正に曇りが生じる。このことを踏まえて、「子どもの貧困」問題に対して、具体的にどのような取組を行っているのか。現行の法律、制度を取り上げる。

2-1 「児童福祉法」

1947 年に公布された児童福祉法は、子どもたちの福祉の向上を目的とした法律であり、児童福祉の理念として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」を掲げており、経済的な理由で十分な養育を受けられない子どもに対して支援を行うことを求めている。また、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、児童育成の責任の所在を明らかにし、すべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任を持たせている。

この法律の下で、子どもの生活環境の改善や、家庭での育成が困難な子どもに対して保護施設や支援が提供されることが規定されており、子どもの貧困層を支援するための基盤として重要な役割を果たしてきた。

1994 年に日本政府は「児童の権利に関する条約」を批准し、2017 年、2020 年には本法律の一部が改正され、児童虐待防止への対策が強化されて今日に至っている。

2-2 児童手当制度

経済的な支援として、金額が明記されている制度で、多くの方が利用している制度が児童手当制度である。児童手当制度は、児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子。以下同じ。）を養育している方が支給対象となる制度だ。一人あたりの月支給額は、3歳未満は15,000円（第3子以降は30,000円）、3歳以上高校生年代までは10,000円（第3子以降は30,000円）であり、2か月おきに支給される。

この制度は、子どもを育てる家庭に対して経済的な支援を行う制度で、特に低所得世帯、貧困世帯にとって重要な支援手段となっている。この制度に基づき、所得制限も撤廃し、一定の金額の児童手当が支給され、貧困家庭の子どもを育てるための経済的支援が提供されている。

2-3 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は2013年に公布された。この法律は、日本における子どもの貧困問題に対する取組を強化するために制定されたものである。具体的には、政府に対して子どもの貧困を解消するための基本方針を策定する義務を課し、都道府県や市町村においても地域ごとの貧困対策を講じることを求めている。国は子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組みとして、「子どもの貧困対策に対する大綱」を策定し、子どもの貧困に関する指標を基に、調査及び研究、検証及び評価、その他の施策の推進体制を整えることを定めており、指標の改善に向けた重点施策として、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4事項がある。

目的を、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする」「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにする」としていることから、「子どもの貧困」が単なる経済格差からなるのではなく、心理的問題も一部分であり、改善に努めていることが分かる。また、教育の機会均等確保するための施策も含まれており、「子どもの貧困」の格差問題の改善や、子どもへの支援を拡充するための重要な法的枠組みとなっている。

2-4 法律・制度による支援の利点と課題

これらの法律、制度は、貧困世帯における子育て支援を強化するために制定されたものであり、特に教育、生活、福祉など多方面にわたる支援が行われており、支援によって救われている家庭、子育て環境が充実している家庭がある。一方で、「子どもの貧困」問題の緩和、解消という視点においては、法律、制度では、子どもの心理的問題には一歩踏み込みことは難しい。「子どもの貧困」の心理的問題の一つとして、居場所がある。貧困世帯の子どもたちは、周りの家庭の子どもたちが放課後に習い事やスポーツに取り組んでいる中、経済的な理由でそれが出来ない。両親が共働きであることや、片親で仕事をしていると、家に1人での状況が多くなる。学校という場から離れると、途端に自分の居場所がなくなってしまうかもしれない。

子どもたちの居場所の一例として、子ども食堂がある。近年、子ども食堂をはじめとして、学習や交流、体験など子どもが様々な人と触れ合うことのできる居場所が全国的に広がっており、子ども食堂は、無料もしくは低額で食事をすることや、放課後に遊べることができ、地域の人とのふれあいの機会を作る場として存在している。

経済的支援はもちろん重要な支援であり、子育て支援制度の拡充が「子どもの貧困」の緩和、

解消に多くの効果をもたらしていることは事実であるが、「子どもの貧困」問題は、子どもの心理的問題やそれを乗り越えるための学びや支援の機会の発展が今後の課題になるのではないかと考える。

第3章 学校外教育が「子どもの貧困」に与える影響

ここまで、日本の子育て世帯の経済状況やそれに関わる法整備等について述べてきた。しかし「子どもの貧困」問題は、家庭の経済状況や社会的な背景が複雑に絡み合っており、経済支援といった単一の施策で解決することは難しい。そこで、本章では社会教育や学校外教育の場が、「子どもの貧困」問題に対して一定の解決策を提供する可能性があることを検討していきたい。

親の経済的困難は、子どもたちの成長に様々な影響を与える。教育機会や環境、栄養状態などの健康面、あるいは人々との交流機会や経験格差なども精神的成長に影響していくだろう。平等な教育機会として学校教育があるが、コミュニティやネットワークが校内で限定的になってしまう側面がある。一方、学校外教育は、そのコミュニティを広げる可能性がある。また、家族もコミュニティの一員となれることも強みである。

社会教育や学校外教育は、子どもたちに人とのつながりや多くの経験をもたらすことで、重要な社会的な支援になりうる。貧困の連鎖を断ち切る手助けにもなりえる。

以下では、筆者が実施したインタビュー調査を基に、「子どもの貧困」における学校外教育をはじめとする地域社会やネットワークの力で体験格差を緩和し、貧困の連鎖を断ち切るための手がかりを少年野球の事例を交えながら探る。

<調査の概要>

調査方法：書面インタビュー及び対面

時期：2024年11月11日～11月22日

調査協力者：北海道内の少年野球9団体、10名

a. 「網走 JBC ユナイト」 b. 「知床斜里野球少年団」 c. 「別海中央イーグルス」
d. 「MOVE ON 9」 e. 「中標津ホルスタイン」 f. 「根室野球少年団」 g. 「東川大雪少年野球クラブ」
h. 「旭川永山中央野球少年団」 i. 「富良野東ドングリーズ」 j. 帯広地区 N氏(指導歴13年)

3-1 学校外教育が子どもの成長に与える効果

さまざまな地域で、少年野球をはじめとするスポーツ、音楽、アートなどの活動が学校外教育のおもな手段として存在している。学校外教育の場に所属するのは、同じ学校の生徒に加え、他学の生徒、学年もさまざまであり、学校教育よりも多様な立場の人との関わりのなかで身体的、精神的な成長が見込める。現在活動中の少年野球団の北海道内9団体、計10名にインタビュー調査を行った結果を踏まえて、少年野球を事例として子どもの身体的・精神的成長がどう促されているかを探る。

3-1-1 精神的成長

調査を行う中で、近年の子どもたちの精神面の変化が浮き彫りとなってきた。「指導されている最近の子どもたちたちについて、以前と比較して特に変化したと感じるところはありますか。具体的に、それはどのようなことでしょうか。」という質問に対して、

・網走 JCB ユナイト 指導部「出来ないことに対しての執着が無い 以前の選手たちは自分が出れない1つのプレーに対してどうすれば出来るようになるか考え、実行し出来るまでやろうとし、出来た時の達成感に楽しみ嬉しさを持っていた印象、今の選手にはそれを感じない悪く言えば言われた事をただやるだけなので自分のものにならないと感じる。」

・中標津ホルスタイン「生活環境や教育環境の変化など様々な要因が影響しているものと思われるが、特に子供たちの遊びが「外遊び」から「室内でのゲーム遊び」に変わったことによる体力の低下や家庭内における「しつけ」や学校における指導が緩くなっていることにより、基本的な挨拶や返事の出来ない子や、仲間への思いやりの気持ちを持ってない子、物を大切に扱えない子、整理整頓のできない子などが多く見られる。」

以上のように回答した。このような状態で入団してくる子どもたちに対して、チーム方針や日々の指導を行っていくという。

「学校外教育（今回の場合は少年野球という場）が子どもたちに与える効果や、学校外教育を通して、子どもたちの成長を感じることがあれば教えてください。」という質問に対しては、

・網走 JCB ユナイト 指導部「自チームでは、挨拶・礼儀、物を大切にすること、感謝の気持ち、この3つをチーム指針としています。学校でも指導はしていると思いますが、どうしても一人ひとりまで把握できず流している所もあると考えます。自チームでは団体行動の中で指導者や上級生から最初は言われたままに行動していた子供達も自らが意識する様になり、行動が変わり、習慣になる事で次世代へと繋がっていくというサイクルの構築が出来ています。それが子供達の成長に繋がり今後の人生の中でとても大切な自分の財産になると考えています。」

・中標津ホルスタイン「野球は団体スポーツであり、チームとしての結束力がチーム力となります。子供たちそれぞれの生活環境や教育環境に関わらず少年団の指導方針に基づき、チーム内のルールは遵守するよう指導しています。ルールを守らなかった場合にはきちんと叱り、意味を説明します。当少年団は小学1年生から入団出来ますが、はじめは出来ないことだらけの子供も先輩たちと行動を共にしていくことで自然と立派な上級生へと変化していきます。チーム内子供たちの心得「あいさつ、へんじ、道具、チームワーク」しっかりとしたあいさつが出来、理解できた時には大きな声で返事を返す。買ってもらった道具を大切に扱い野球が出来ることに親へ感謝し、仲間を大切にすること。野球を通じて、これらを感じられた時に子供たちの成長を強く感じ嬉しくなりますね。」

・旭川永山中央野球少年団 「現在学校では、嫌いなものは食べなくていい・話したくなければはなさなくていいなどの子供の個性を重んじていますが、当少年団ではどんな小さな事でも発言（自分の言葉で人に伝える事）を重視しています。（将来社会に出ていってからの為です。）」

と回答した。このように、少年野球の指導においては、精神的な成長を促すような指導を行っており、指導者が子どもの成長を実感していることが分かる。

少年野球のみならず、学校外教育の効果として、家庭内の教育基盤が脆弱になっている場合、精神的成長という面で有効に働くと考える。

3-2 学校外教育が親・家庭に与える効果

学校外教育による、子どもに与える効果について述べたが、親や家庭にも効果をもたらす可能性がある。

学校外教育は、子どもの親や家庭の支援によって成り立っている部分がある。少年野球においては特にその傾向が強く、所属している選手の親が指導者を行っている事例も多い。そのため、各家庭の親の協力が活動において不可欠になることも多く、親同士につながりやネットワークを生む機会を多く有している。親同士が、子どもの学校外教育の場に参加しなければ生まれないうつながりやネットワークを持つことにより、他では得られないような情報交流の機会が生まれ、その先の生活に支援の多角化を生み出す可能性がある。

「指導されている子どもたちのご家族について、意識や価値観が以前と比較して変化していると感じるところはありますか。具体的に、それはどのようなことでしょうか。」という質問に対して、

・網走 JCB ユナイト 指導部「以前の親御さんのチームに対する関心よりも今の親御さんの方が関心が強いように感じる。比較的うちのチームは親御さんの協力体制は出来ていると思う。」

・知床斜里野球少年団 「自分が子供のころに比べると距離が近くなってきているし協力的だと思っています。」

と回答している。一方で、学校外教育の活動に協力的である反面、問題意識を見せる回答も散見された。

・中標津ホルスタイン「以前よりも保護者が子供の野球活動に関心を持つようになり、練習の手伝いや応援、送迎、道具の搬入など積極的に協力してくれるようになりましたが、その反面、一部保護者の中には練習方法や試合時における采配、さらには選手起用にまで介入し批判する方も出てくるようになりました。」

・富良野東ドングリーズ「親が介入しすぎることも増えたような気がします。(過保護)」

少年野球の現場では、親の協力体制の構築によって、コミュニケーションを取る機会が多く生まれるため、親同士のつながりやネットワークを生むことができ、学校外教育の場に足を踏み入れなければ得ることのできない情報や支援を受け取ることができる。親の過剰な介入に対する問題意識は見受けられるものの、そこから親同士のつながりが少しずつ生まれることで、また一步、支援の多角化につながるのではないだろうか。

学校教育のように、あまり親が参加しない教育機会とは別に、学校外教育を通して、被支援者である子どもへの支援のみならず、親同士のつながりによる支援の多角化も生まれることが、学校外教育が親や家庭に効果を与え、「子どもの貧困」問題の縮減への糸口となるのではないだろうか。

3-3 貧困が生む格差

学校外教育による、子どもの成長や、被支援体験、子どもや親同士のネットワーク作りといった効果について少年野球を事例として説明したが、実際のところ学校外教育を行うにあたり、お金がかかってしまう場合がほとんどである。「子どもの貧困」ないし「世帯貧困」に置かれている世帯は、富裕層に比べ、教育投資への寛容度に違いが生まれるだろう。

阿部彩は「子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える」で、「貧困の連鎖の経路として、まず念頭に浮かぶのが、教育に対する投資である。」「日本は、子どもの教育における私的(子どもとその

家族)な負担の割合が、OECD 諸国の中で最高であることもあり、子育ての費用＝教育費と考える人も少なくないであろう。」と述べている。また、「スポーツや習い事での「がんばる」経験やチームプレーの経験、アートや自然や外国文化などと触れあう体験学習などは、その後の子どもの人生におけるがんばる力や観察力、感性などにもプラスの影響を与える。一昔前であれば、このような体験はお金がなくても近所の子どもたちとの遊びの中から身につくものであったかもしれないが、現在はこのような経験も「お金で買う」時代となりつつある。」とも述べている。

また、北海道新聞の「子と体験格差 埋める努力社会全体で」²という記事では、「格差解消に取り組む公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンの調査では、年収300万円未満の世帯にいる小学生の3割が直近1年間、学校外の体験活動をしていないと答えた。」と報告されている。阿部彩の言説と照らし合わせると、現在行われているスポーツや習い事といった学校外教育も「お金で買う」教育であることに変わりはなく、体験格差が生まれてしまうといえる。

学校外教育への出費として、少年野球を例とすると、会費に加え、グローブやユニフォーム、スパイク、帽子、ベルトなど、非常に多くの道具が必要となる。インタビュー調査において、「少年野球を始める子どもの家庭の中で、道具の購入などの金銭的な不安を抱えている事例がありましたか。」という質問に対し、

- ・知床斜里野球少年団 「野球経験者が多いのであまり道具購入など困った事はありません。むしろ積極的に購入する親が多くてびっくりしています。」
- ・東川大雪少年野球クラブ 「ない。逆に、子どものためならお金は惜しまないという家庭が多い。」

という積極的な回答がある一方、

- ・根室野球少年団 「野球はお金がかかるという印象はまだ根強いです。」
- ・中標津ホルスタイン 「最近の道具は、品質や性能の良い物が出回るようになり、その分金額も高額となっています。例えば、1人の子供が1本5万円を超えるバットを買ってもらい練習や試合で使用しだすと周りの子供達も同じバットを使いたくなり親へおねだりしますが、高額なため買い与えられる家庭と与えられない家庭が出てきます。道具を開発・販売する企業間の過剰な競争が道具の価格を押し上げ最終的には子供達を巻き込んでいる状況もある。」

と回答した。

道具の性能向上による価格の押し上げから、格差が生じてしまうことも課題となる。このような状況は、金銭的負担の大きい印象を持ってしまい、入口段階から親が敬遠してしまう可能性があり、機会を奪いかねない。

また、同質問に、金銭的負担の要素として、道具の購入以外にもこのような回答があった。

- ・根室野球少年団 「道具の購入もそうですが、根室は地域に1チームしかないため、週末の試合は必ず遠征となる。そういったところもお金がかかる要因となる。」

子どもの少ない地域ではチーム数自体も少なく、近隣地域との距離が離れているなどの理由で地域格差が生まれてしまう問題を指摘しており、公的な教育機関ではない学校外教育特有の課題であるといえる。道具の性能向上による価格の押し上げから、格差が生じてしまうことを指摘していた。

² 北海道新聞 2024年8月18日

このような現状の中、少年野球の現場では、なんとか家庭の金銭的負担を軽減しようと取り組みを行っている。「道具の購入が困難な選手がいる場合、チームまたは所属選手から道具の譲渡や貸与を行っている事例やそういった体制があれば教えてください。」という質問に対して、

- ・富良野東ドングリーズ「毎年、サイズアウトしたものや使わなくなった道具やユニフォームを集めて譲る機会を設定しています。」
- ・MOVE ON 9「学童チーム時は、よく卒団生から使用していたバット、グローブ、ウェアなど寄贈することが多かった。」
- ・別海中央イーグルス「特にそういった選手はおりませんが、サイズが合わなくなったユニフォームやシューズなど年に1回程度、各家庭で持ち寄り譲渡等しています。」
- ・帯広地区 N氏「各団しっかりとした体制があるのかわからないが卒団生から道具等を新入部員に譲渡していることが多い。」

など、質問に回答していただいた9団体、計10名すべての回答に、使わなくなった道具を譲る機会を設けていると回答した。さらに網走JBSユナイテッドでは、「入団した際にはグローブやバットは貸し出しもするし着られなくなったユニフォームなども譲渡しています。」と、道具の貸し出しも行っているという。こうした取り組みにより、金銭的負担は軽減されているが、やはり金銭的負担が大きいという理由で機会を奪いかねない。

3-4 学校外教育を推進する理由

やはり、学校外教育の場においても、現状の少年野球といったような現場では、経済的な制約を持つ家庭の支援は可能であっても、経済格差を完全に克服することは困難である。それでも学校外教育を推進し可能性を見出しているのは、子どもの健やかな成長を後押しすることはもちろんのこと、「子どもの貧困」の緩和策として、子どもへの支援のみならず、親や家庭にまで効果をもたらし、地域社会からの支援の多角化を生み出す可能性を有していると考えられる。

3-4-1 成長と将来への可能性

学校外教育において、子どもの健やかな成長を促すとともにそれが将来の可能性を広げることがある。

スポーツなどの身体を動かす学校外教育を受けることで、体力向上といった身体的成長を促すことが出来る。スポーツ庁は、令和5年度体力・運動能力調査において、「最近10年間では、過半数の年代で向上傾向がみられたのは、男子の長座体前屈のみであった。一方、低下傾向を示したのは、男子では、上体起こし、20mシャトルラン、持久走、ボール投げ」と報告している。また、インタビュー調査での「指導されている最近の子どもたちたちについて、以前と比較して特に変化したと感じるところはありますか。具体的に、それはどのようなことでしょうか。」という質問に対して、

- ・知床斜里野球少年団「自分のカラダを上手に使えない子が増えてきているように感じています。」
- ・旭川永山中央野球少年団「子供たちの基礎体力の低下に伴う集中力の低下」

・富良野東ドングリーズ 「基礎体力低下（特に柔軟性）」

と身体能力に関する回答をした。スポーツはこのような現状の改善にも一定の効果を生むと考える。

また、学校外教育での経験が、その後の進路や就職に良い影響をもたらす可能性があることを考えると、学校外教育の可能性の広さがうかがえる。

3-4-2 広がる支援の輪

学校外教育の場合は、同じ地域に住んでいる子どもたちが受けていることが多く、送迎や運営を親が行うことが多い。そして、指導者やスポーツであれば大会運営者など地域の人々が多くその学校外教育に関わることになる。調査の中で、知床斜里野球少年団の保村監督は、「指導されている子どもたちたちのご家族について、意識や価値観が以前と比較して変化していると感じるところはありますか。具体的に、それはどのようなことでしょうか。」という質問に対し、「自分が子供のころに比べると距離が近くなってきているし協力的だと思っています。」と回答した。このように、親の協力体制が出来ている学校外教育で子どもたちは多くの支援を受け、親は多様なつながりを持つこととなる。結果として地域社会のつながりからの支援を子どもや親、家庭に直接届けることができる。学校教育の場合は、あくまで公的な教育機会であり、学校側から子どもや親、家庭を直接支援することは機会として確立できない。そして、その支援は学校から子どもと一方通行である可能性が高い。そのため、学校外教育の場を活用し、その中でつながりを持ち増やすことで、支援の多角化を生み出す。その輪を地域社会へと広げていくことで、地域社会の支援での被支援体験の拡充を行い、貧困によって引き起こされる体験格差や希望格差といった「子どもの貧困」問題の縮減のきっかけとすることが出来るのではないかと考える。

3-4-3 つながりが格差を縮減する

つながりと支援の多角化が、貧困の状況下にいる人の、格差というハンディキャップを乗り越える可能性がある。学力政策の比較社会学において、「社会関係資本は経済資本や文化資本に恵まれない貧困層などにも開かれ、それを蓄積することで経済資本・文化資本上のハンディキャップを克服しうる可能性があることを示した。」と述べられている。「子どもの貧困」問題とされている経済格差は表面化している要素の一つであり、この問題は子ども自身で抜け出すことのできない問題である。しかし、経済支援とは別に、地域社会の協力や支援の循環による社会関係資本の蓄積で、経済格差からなる問題を緩和することが出来る可能性がある。「子どもの貧困」を社会関係資本、いわゆるつながりで緩和することが出来るのではないだろうか。

子どもがつながりを持つ機会は主に学校生活が挙げられるが、子どもの社会関係資本の構築には、「保護者の経済資本や文化資本の多寡よりも、社会関係資本をどれほど豊かに有しているかが、子どもの社会関係資本に大きく影響している可能性がある」。つまり、子どものつながりには、親のつながりが影響しており、「子どもの貧困」の問題を縮減するためには、むしろ親のつながりを重要視しなければならないということだ。

このようなことから、子ども同士のつながりだけではなく、親同士につながりやネットワークを生む機会を多く有している学校外教育は、経済的な問題を解消するための金銭支援ではなく、「子どもの貧困」問題の体験格差や希望格差の縮減に有効であると考えられる。

第4章 学校外教育の無償化と支援の多角化

学校外教育の場を活用し、「子どもの貧困」問題をつながりによって緩和するためには、貧困世帯でも負担にならない形を取る必要がある。

本田由紀は、朝日新聞³で「学校外教育費」が過去最高であり、世帯の負担が増加していることを踏まえ、「放課後はお金をかけなくても地域や公共施設でスポーツや芸術などの充実した経験ができるように環境を整備すべきです。学校外教育にお金をかけられない家庭の子どもたちが、不利にならないような体制をつくる必要があると思います。」と述べている。経済格差により、子どもの経験機会や被支援機会に蓋をするような事態は、その先の貧困の連鎖を引き起こす可能性がある。そのため、学校外教育の無償化は、教育機会の公平性を確保するために必要不可欠である。そして体験格差や希望格差の縮減につながっていく。

本章では地域社会のつながりによって学校外教育の無償化を目指すことについての提案をする。

4-1 無償化と支援の多角化に向けた取組みと提案

学校外教育の無償化を目指すにあたり、今回事例として取り上げた少年野球のような特に金銭的負担の大きいスポーツについては、困難な状況が続くと予想される。完全無償化が実現可能なもの、そうでないものと様々であるが、特に少年野球のような、競技を行う場所が限られるような学校外教育は、無償化を実現することが現実的でない。そこで、行政や地域社会からの支援で、段階的に無償化を進めることが出来れば、学校外教育を受けるうえでの格差を縮減することが出来るのではないかと考える。

4-1-1 行政と協働した学校外教育の推進

やはり学校外教育の無償化を目指すうえで、行政との協働は欠かせないだろう。行政からの支援の形として想定されるのは、主に金銭支援である。学校外教育の運営にかかる費用を行政からの金銭支援として負担してもらうことが出来れば、団体側からの費用の徴収額が減り、家庭への負担が減ることになる。しかし、地域には多くの団体があるため、すべての団体に金銭支援を行うことは理想的ではあるが現実的ではないと考える。

そこで、行政からの支援として、スポーツ等の学校外教育において特定の場所を利用しなければならない団体への、施設の無料貸し出しを行うことが出来ないかと考える。例として、バスケットボールやバレーボール、バドミントンといった体育館を利用して行う学校外教育の団体に、地域の体育館を無料で貸し出すという形だ。金銭支給のような支援ではなく施設を利用するごとにかかる費用を行政が負担することは、団体の負担がかなり軽減されると考える。

また、恒久的な支援とはいかないが、ガバメントクラウドファンディングを活用し、寄付金を募ることで支援金として充てることも可能ではないかと考える。この活動を通して、全国に学校外教育の推進を広報することにつながり、地域に限らず多くの人から支援を受けることが出来る。

³ 朝日新聞 10月14日

4-1-2 地域の企業や有志の活動

地域の企業の協力や有志の活動も、地域社会からの支援としての可能性を有していると考えられる。地域の企業からは、協賛や寄附など多くの支援の形をとることができ、行政からのみでなく、地域の企業も協力することで支援の多角化がより広がる。

有志の活動として、学校外教育を行う団体からの子どもたちへの体験機会を提供することも可能ではないかと考える。勧誘の一環ともとれるが、現状で学校外教育を受けたくても受けられない貧困世帯の子どもへの体験機会を作る活動を行うことで、支援を受けるのみでなく、さらに子どもたちの支援ができると、支援の多角化がより広まるのではないかと考える。

段階的な無償化を実現するために、様々な支援を地域社会とつながりによって届けることが出来れば、子どもたちの被支援体験の拡充と、体験格差と希望格差の縮減につながると考える。

第3章での調査の対象者のように、地域社会には継続的に子どもたちを支援する有志の大人の存在がある。そのような人的なソーシャル・キャピタルを活かし、循環させる仕組みについても発展的に構築していくことも重要であろう。行政、地域の企業、そして人的なつながりであるソーシャル・キャピタルを包括的に駆動させることは、子どもの貧困対応にとどまらず、それを克服する豊かな地域づくりへとつながるものではないだろうか。

おわりに

本論の目的は、「子どもの貧困」について、「世帯貧困」による格差から生まれる精神的・心理的問題を子どもの貧困の特有な一部分と捉え、金銭支援とは別に、学校外教育の場を活用して体験格差や希望格差を縮減し、「子どもの貧困」を乗り越えるきっかけを提言することであった。研究方法としては、文献や記事の引用、北海道内9団体、計10名の少年野球の指導者への書面及び対面でのインタビュー調査を行い、学校外教育が「子どもの貧困」問題にどのような効果をもたらすのかを考察した。その結果、以下の3点が明らかになった。

第一に、「世帯貧困」からなる「子どもの貧困」の体験格差や心理的問題である希望格差は、金銭支援とは別に、学校外教育の場を活用し、子どものみならず、親や家庭も人とのつながりや地域社会からの多様な支援に触れることで縮減することが出来るのではということだ。

第二に、金銭支援のような一過性の支援とは別に、地域社会からの支援やつながりを持つことで、経済的なハンディキャップを克服し、「子どもの貧困」問題を乗り越える糸口となることだ。

第三に、学校外教育の段階的な無償化が進み、機会格差が縮減され地域社会の支援が子どもに届きやすくなることで、体験の豊かさや将来への希望につながっていくということだ。

これらの結果は、学校外教育が単なる教育機会ではなく、子どもたちの体験格差や希望格差を縮減し、「子どもの貧困」問題を乗り越える可能性を有しているという新たな知見を付与することになる。

本研究の社会的意義は、年々深刻化する経済的逼迫と不安からなる子どもの成長に与える影響に対して、地域から支援を行うことの重要性について助言をすることと、歯止めのかからない野球人口減少の改善に可能性を持たせることにある。

最後に、本研究に残された課題と今後の展望について主に2点書く。

一つ目の課題は、貧困世帯の子どもが、学校外教育に参加し続けることが難しい可能性があ

ることだ。学校外教育の無償化が段階的に実現されても、貧困世帯の親が忙しいことが原因で、家庭内での支援が十分に行える環境でなければ、学校外教育を継続して受けることが困難になってしまう可能性がある。今後の学校外教育における支援制度の見直しや、送迎等の仕組みの再構築が必要になってくるのではと考える。

二つ目の課題は、ゲーム機の普及による外出機会の減少だ。学校外教育には居場所としての役割もあるが、ゲーム機の普及による子どもたちの外出機会の減少により、体験機会自体そのものから距離が生まれてしまう可能性がある。多様化の時代では、学校外教育の在り方も変化が必要なのかもしれない。

本論で議論してきたように、親世帯の貧困によって様々な影響を受けなければならない子どもたちに対して、行政、地域企業、人と人とのつながりなど地域社会の多様な主体が協働することで、それは子どもの貧困対策という射程を飛び越えて、人々が暖かさや豊かさを実感できるまちづくりへと発展していく可能性がある。子どもの貧困への対応は、3年次のゼミで学んだソーシャル・キャピタル論につながったように思う。

<謝辞>

本論分の執筆にあたり、多くの方々にご支援いただきました。

とくに、お忙しい中にもかかわらず、本研究のための調査に快くご協力いただいた少年野球の指導者のみなさまに心より感謝申し上げます。「網走 JBC ユナイテッド指導部」、「知床斜里野球少年団 保村監督」、「別海中央イーグルス 伊原監督」、「MOVE ON 9 青砥監督」、「中標津ホルスタイン 中野監督」、「根室野球少年団 藤森監督」、「東川大雪少年野球クラブ 小林監督」、「旭川永山中央野球少年団 橋本監督」、「富良野東ドングリーズ 大井監督」、「帯広地区 野川様(指導歴 13年)」、本当にありがとうございました。

中間報告会および最終報告会では、西浦功教授をはじめ、西浦ゼミナールの方々から貴重なご指導、ご助言を賜りました。感謝申し上げます。

主指導教授である梶井祥子教授には、研究の着想から、調査においてのご支援、論文執筆まで、多くのご指導をいただきました。心から感謝申し上げます。

参考文献リスト

【単著】

阿部彩 2014 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』 岩波新書

志水宏吉・高田一宏編著 2012 『学力政策の比較社会学 全国学力テストは都道府県に何をもたらしたか』

【新聞】

朝日新聞(朝刊) 2024年(令和6年)10月14日(月) 13版 15 「充実した体験 公共でできる環境を」

北海道新聞(朝刊) 2024年(令和6年)8月18日 「子と体験格差 埋める努力社会全体で」

【ウェブページ】

厚生労働省 「令和 2 年度 厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える— 図表 1-1-9 婚姻年齢の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-01-09.html>

厚生労働省 「令和 5 年度 厚生労働白書」 1-01.pdf (mhlw.go.jp)

厚生労働省 「平成 25 年度 厚生労働白書」 1-02-2.pdf (mhlw.go.jp)

国立社会保障・人口問題研究所 「現代日本の結婚と出産—第 16 回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書—」 JNFS16_reportall.pdf (ipss.go.jp)

厚生労働省 「令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査報告報告(令和 3 年 11 月 1 日現在)」

001388754.pdf (moj.go.jp)

スポーツ庁 「令和 5 年度 体力・運動能力調査報告書」 令和 6 年 10 月

<https://cocospo.go.jp/news/49>

厚生労働省 「子どもの貧困の推進に関する法律」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000916550.pdf>

厚生労働省 「児童福祉法の目的・理念」 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096698.pdf

子ども家庭庁 「児童手当制度のご案内」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai/>